

朝日町地域公募型指名競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝日町が発注する指名競争入札において、透明性・競争性を高めるため、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加意欲を尊重し、より地域性を重視する地域公募型指名競争入札に必要な事項を定め、より良質な工事を確保することを目的とする。

(対象工事の規模等)

第2条 対象工事の種類は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とし、規模は設計金額が5千万円以上とする。

2 上記工事において、災害時等で公募になじまないと認められる場合は、対象外工事とすることができる。

(対象工事の指定)

第3条 対象工事の指定は、対象工事を所管する課（以下「所管課」）という。）の課長が、指名審査会の審査を経て行うものとする。

(掲示等)

第4条 前条の規定により公募型指名競争入札の対象工事が指定されたときは、所管課長は、当該工事の概要、入札参加資格要件、その他工事の施工に必要な事項を掲示する。

2 前項の掲示の場所は、所管課とする。

(参加資格)

第5条 入札参加資格要件は、経審点数、施工実績、主任技術者又は監理技術者の配置等とし、指名審査会で決定する。

(手続き)

第6条 対象工事の入札に参加を希望する者は、公募型指名競争入札参加届出書（様式第1号）に同種工事の施工実績、配置予定の技術者等の関係資料を添付して所管課長に提出するものとする。

2 所管課長は、提出された届出書等を審査し、指名審査会に内申するものとする。

3 前項の規定により内申する業者数は、朝日町請負工事指名競争入札参加者選定要綱第4条の規定にかかわらず、届出書等を提出した者の数を限度として、内申できるものとする。

(入札参加者の指名)

第7条 所管課長は、指名審査会に諮り入札参加者を選定するものとする。

2 所管課長は、前項により選定された者に対し、入札指名通知を行うものとする。

3 所管課長は、前条の規定により届出書が提出された者のうち指名されなかった者に対し、公募型指名競争入札非指名通知書（様式第2号）により非指名理由を通知するものとする。

この場合において、指名されなかった者から非指名理由についての問い合わせがあったときは、指名審査会に諮ったうえ、指名されなかった者にその理由を説明するものとする。

- 4 資格を満たした者が、2名以下の場合は、所管課長は、入札を中止するものとする。この場合、所管課長は、入札要件等を再検討した上で、再度この要綱による手続きを行うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第8条 公募型指名競争入札参加届出書を提出し、指名通知を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退できるものとする。また朝日町は、このことを理由として以後の指名等に不利益な取扱いは行わない。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。また、従前の朝日町地域公募型指名競争入札実施要綱は廃止する。

第1号様式（第6条関係）

公募型指名競争入札参加届出書

平成 年 月 日

朝日町長 田代 兼二郎 様

届出者

住 所
名称又は商号
代表者名 印

今般、公募型指名競争入札により実施される下記工事の入札に参加いたしたく、別添のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

工事番号 号
工事名

関係書類

- (1) 同種工事の施工実績
- (2) 配置予定の技術者名
- (3) その他技術関係資料

第2号様式（第7条関係）

公募型指名競争入札非指名通知書

第 号
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

（事業を主管する課長等）

印

平成 年 月 日付けで提出のあった公募型指名競争入札参加届出書を審査したところ、下記のとおり指名しないことに決定したので通知します。

記

工事番号	
工事名	
公募型指名競争入札の指名業者に選定されなかった理由	

なお、指名業者に選定されなかった理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに、工事を主管する所管課へ、その旨を記載した書面を提出してください。